

令和6年門審第5号

裁 決
漁船A乗組員負傷事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和5年8月2日07時30分

長崎県対馬東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 19トン

全 長 29.25メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 736キロワット

3 事実の経過

(1) 設備及び構造等

Aは、平成24年1月に進水した中型まき網漁業に運搬船として従事するFRP製漁船で、船体後部に操舵室を配し、同室前方の上甲板下に縦並びで操舵室側から順に1番ないし3番の魚倉及び1番ないし2番の冷凍庫の船倉5倉を設け、縦約2.4メートル横約2.2メートルの各倉口はそれぞれ3枚のハッチカバーで閉じると、同カバーと上甲板とがほぼ同一面となり、3番魚倉前部の左舷上甲板上にブーム伸張時の長さが約8.4メートルで最大仰角が75度の旋回式クレーン（以下「クレーン」という。）が、2番冷凍庫内に砕氷機がそれぞれ装備されていた。

(2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか4人が乗り組み、操業の目的で、船首1.2メートル船尾2.3メートルの喫水をもって、令和5年8月1日12時00分長崎県神崎漁港を網船1隻及び自船を含む運搬船3隻とともに発し、対馬東方沖合23海里の漁場に向かった。

a受審人は、19時00分目的の漁場に到着して操業を始め、3回の操業を終えた後、翌2日06時00分網船に接舷し、全ての船倉に漁獲物の積込作業を行い、重さ約700 kilogramsの氷を積んだもっこ5組を操舵室前のハッチカバー上に仮置きした後、全ての同カバーを閉じて網船から離れ、07時25分琴埼灯台から115度（真方位、以下同じ。）21.4海里の地点付近で、船首を南西方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始した。

a受審人は、操舵室からクレーン付属の操縦席に移動してクレーンの操縦に当たり、氷を砕氷機で砕いて各船倉に分配するため、ブームを右舷船尾30度に向け、クレーンワイヤのフックをもっ

ここに掛けてブームを最大仰角付近まで立てて同ワイヤのたるみを取り、もっこの下部がハッチカバー上に触れた状態とし、ブームを旋回させて氷をハッチカバー上に滑らせて砕氷機の右舷側近くに移動することとした。

07時30分少し前 a 受審人は、琴埼灯台から 11.5 度 21.4 海里の地点で、船首が 22.5 度を向き、ブームを旋回させるとき、3 番魚倉倉口の右舷側に甲板員を認め、ブームを旋回させると、氷が甲板員に接触するおそれがあったが、ブームを最大仰角付近まで立てて旋回させれば、氷が甲板員に接触することはないものと思い、速やかに同右舷側から退避させるなど、甲板員に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうして、a 受審人は、甲板員が 3 番魚倉倉口の右舷側にとどまった状態のまま、ブームを旋回させたところ、07時30分琴埼灯台から 11.5 度 21.4 海里の地点において、A は、船首が 22.5 度を向いたまま、ブームを右舷船首 60 度に旋回させたとき、甲板員の左足が氷とブルワークとの間に挟まれた。

当時、天候は晴れで風力 1 の南東風が吹き、潮候は上げ潮の末期に当たり、海上は平穏で視界は良好であった。

その結果、甲板員が左脛骨開放骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗組員負傷は、対馬東方沖合において、クレーンで氷を移動する際、甲板員に対する安全確保の措置が不十分で、甲板員の左足が氷とブルワークとの間に挟まれたことによって発生したものである。

a 受審人は、対馬東方沖合において、クレーンで氷を移動する場合、ブームを旋回させると、氷が甲板員に接触するおそれがあったから、速

やかに3番魚倉倉口の右舷側から退避させるなど、甲板員に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、a受審人は、ブームを最大仰角付近まで立てて旋回させれば、氷が甲板員に接触することはないものと思い、甲板員に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、甲板員が3番魚倉倉口の右舷側にとどまった状態のまま、ブームを旋回させたところ、甲板員の左足が氷とブルワークとの間に挟まれる事態を招き、同人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年6月26日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二